

委託番号	7 7 2 7
契約形態	業務委託

仕 様 書

1 件 名 建築設備等定期点検業務委託（中央公民館）

2 履行期間 令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 1 日から
令和 6 年（2 0 2 4 年）5 月 3 1 日まで

3 履行場所 草加市住吉二丁目 9 番 1 号
草加市立中央公民館

4 支払方法 業務完了払（年 1 回払）

5 委託内容

建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく建築設備（昇降機を除く。）及び防火設備の点検業務委託の点検も含む。

6 調査資格

次のいずれかの資格を有すること。

- (1) 一級建築士
- (2) 二級建築士
- (3) 建築基準適合判定資格者
- (4) 国土交通大臣の登録を受けた者（登録調査資格者）
- (5) 国等の建築物の維持保全又は国等の建築物の昇降機以外の建築設備の維持保全に関して 2 年以上の実務経験を有する者

7 調査建物 草加市住吉二丁目 9 番 1 号
草加市立中央公民館

敷地面積	5, 1 4 6 . 7 8 m ²
建築面積	2, 1 9 8 . 9 4 m ²
延べ床面積	4, 4 9 7 . 9 1 m ²
構造	R C 構造 3 階建て

8 調査基準

- (1) 建築設備定期点検業務基準（公共建築物用）
(財)日本建築設備・昇降機センター
- (2) 特殊建築物等定期調査業務基準（公共建築物用）
(財)日本建築防災協会

9 業務の処理

- (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、担当者の承認を受けること。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、十分打合せをすること。
- (3) 現地調査に当たっては、担当者と作業日程及び作業内容について打合せを行い、承認を受けること。
- (4) 点検時には、必ず担当者の立会いを受けること。

1 0 提 出 物

成果品等	仕様・書類	規格	提出部数
定期点検報告書	棟別（構造別）	A 4	2 部

1 1 そ の 他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組みに協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 1 9 年条例第 1 6 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 1 5 5 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

1 2 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話 0 4 8 （ 9 2 2 ） 1 1 2 9 （直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市立中央公民館 担当 隅田
電話 0 4 8 （ 9 2 2 ） 5 3 4 4 （直通）

委託番号	7818
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 建築設備定期点検業務委託（柿木公民館）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から
令和6年（2024年）9月30日まで
- 3 履行場所 草加市柿木町1263番地
草加市立柿木公民館
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容
- ① 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく建築物、建築設備の点検
ただし、昇降機は除く
 - ② ホール（舞台含む）照明器具の点検
 - ③ 感知器連動防煙垂れ壁の点検
- 6 調査資格 次のいずれかの資格を有すること。
- (1) 一級建築士
 - (2) 二級建築士
 - (3) 建築設備検査員資格者証の交付を受けている者
- 7 調査建物 草加市柿木町1263番地 草加市立柿木公民館
- | | | |
|---------|-----|----|
| 延床面積 | 構造 | 階数 |
| 970.27㎡ | 鉄骨造 | 2階 |
- ※平面図等の閲覧を希望する場合は、契約課に問い合わせること。
※契約者には、平面図等を貸与する。
- 8 調査基準 (1) 建築設備定期検査業務基準（公共建築物用）
(財)日本建築設備・昇降機センター
- 9 業務の処理
- (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、業務工程表、担当技術者通知書、経歴書を提出し、担当者の承認を受けること。
 - (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、十分打合せをすること。
 - (3) 現地調査にあたっては、施設の担当者等と作業日程及び作業内容について打合せを行い、承認を受けること。
 - (4) 点検時には、必ず担当者の立会いを受けること。

10 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

11 提出物

成果品等	仕様・種類	規格	提出部数	提出先
定期点検報告書	棟別（構造別）	A4	2部	柿木公民館

12 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話 048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市立柿木公民館 担当 増田
電話 048（931）3117（直通）

◆建築基準法（昭和25年法律第201号）

（報告、検査等）

第12条 第6条第1項第1号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物（以下この項及び第3項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第3項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第4項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第6条第1項第1号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しく

は二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

委託番号	8 2 1 0
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 建築設備定期点検業務委託（川柳文化センター）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月 1日から
令和6年（2024年）6月30日まで
- 3 履行場所 草加市青柳六丁目45番17号
草加市立川柳文化センター
- 4 支払方法 業務完了払（1回）
- 5 委託内容 建築基準法第12条第4項に基づく建築設備の点検業務委託。
ただし、昇降機は除く。
- 6 調査資格 次のいずれかの資格を有すること。
(1)一級建築士
(2)二級建築士
(3)建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者
- 7 調査建物 草加市青柳六丁目45番17号

施 設 名	構 造	階数	延床面積
川柳文化センター	鉄骨造	3階	1, 359㎡

※平面図等の閲覧を希望する場合は、契約課に問い合わせること。

※契約者には、平面図等を貸与する。

- 8 調査基準
(1) 建築設備定期点検業務基準（公共建築物用） (財)日本建築設備・昇降機センター
- 9 業務の処理
(1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、担当者の承認を受けること。
(2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、十分打合せをすること。
(3) 現地調査にあたっては、施設の担当者等と作業日程及び作業内容について打合せを行ない、承認を受けること。
(4) 点検時には、必ず担当者の立会いを受けること。
- 10 その他
(1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
(2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
(3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）

第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること
- ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (5) 受注者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

11 提出物

成果品等	仕様・種別	規格	部 数
定期点検報告書	・棟別（構造別）	A4	2部

12 提出先 草加市立川柳文化センター

13 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話 048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市立川柳文化センター 担当 杉田
電話 048（936）4088（直通）

委託番号	1 4 1 6
契約形態	委託業務

仕様書

- 1 件 名 建築設備・防火設備定期点検業務委託（市民交流活動センター）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 埼玉県草加市谷塚町752番地
草加市立市民交流活動センター
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容
- (1) 実施時期 実施日時は、担当者と別途協議する。
- (2) 備 考 建築基準法第12条第4項に基づく建築物における特定建築設備等の検査業務委託。ただし、昇降機は除く。

【対象】

建築基準法	内容
第12条第4項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等

- 6 調査資格
- 次のいずれかの資格を有すること。
- ・ 一級建築士
 - ・ 二級建築士
 - ・ 建築設備検査員
 - ・ 防火設備検査員（ただし防火設備の検査に限る）
 - ・ 国土交通大臣の登録を受けた者（登録調査資格者）
 - ・ 国等の建築物の維持保全及び国等の建築物の昇降機以外の建築設備の維持保全に関して2年以上の実務経験を有する者

7 調査建物

名称	住所	構造	延床面積(m ²)
市民交流活動センター	埼玉県草加市谷塚町752番地	R C造3階	1,344.790

但し、図面の閲覧を希望する場合は、担当課に問い合わせること。

※ 契約者には、図面を貸与する。

- 8 調査基準 特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）

（一財）日本建築防災協会
 建築設備定期点検業務基準（公共建築物用）
 （財）日本建築設備・昇降機センター

9 業務の処理

- (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、担当者の承認を受けること。
- (2) 受注者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、協議を徹底すること。
- (3) 現地調査に当たっては、施設の担当者等と作業日程及び作業内容について協議を行い、承認を受けること。
- (4) 点検時には、必ず担当者の立会いを受けること。
- (5) 受注者は、業務の完了後に定期点検報告書等を提出すること。

10 提出物

時期	図書名	指定	仕様・種類	規格	部数
着手前	着手届	無	受注者代表者から草加市長宛	A 4	2
	実施工程表	無	X Y 軸時系列表記（適宜カラー表示）	A 3	1
				A 4	
	担当技術者通知書	無	顔写真、資格等を証明する書類を添付	A 4	2
完了後	定期点検報告書	有	棟別（構造別） 建築基準法施行規則で定める様式	A 4	
	その他	無	写真、指示のあるもの	L 版	
提出先	〒340－0023 埼玉県草加市谷塚町752番地 市民活動センター（市民交流活動センター内）				

11 共通事項

- (1) 受注者は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり又は提供してはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

- (6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

12 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話 0 4 8 （ 9 2 2 ） 1 1 2 9 （直通）

- (2) 契約締結後の問合せ先

草加市市民活動センター 小西

電話 0 4 8 （ 9 2 0 ） 3 5 8 0

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人

情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。